

瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画(案)概要版

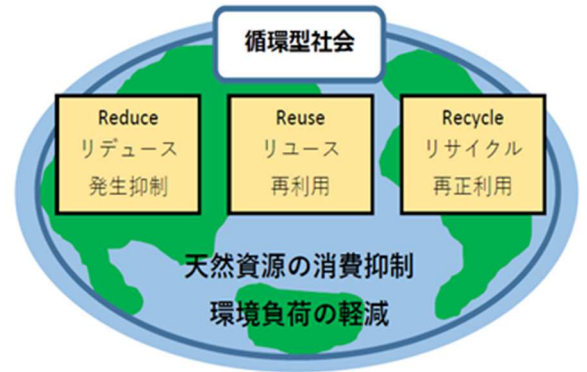
一般廃棄物処理費用の有料化については、瀬戸市環境衛生審議会において令和3年3月に答申を受け、令和3年7月に「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針」を策定しました。

基本方針を基に、有料化の導入に必要である具体的な実施内容をまとめたものが「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画」です。

■家庭系ごみ処理費用有料化の導入の背景

本市では「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(以下、「基本計画」という。)」を策定し、循環型社会の実現に向けて、更なるごみ減量や3Rの推進に向けて様々な施策に取り組んできました。

基本計画では、「意識改革・協働」「発生抑制」「資源化」「適正なごみ処理」を基本方針とし、家庭系ごみの適正負担の検討を重点施策として位置付けています。



また、基本計画では、循環型社会への構造転換を図る指標として数値目標を掲げていますが、本市のごみ減量は停滞しています。

- ▶ごみ排出量は、基本計画を策定した平成26年度以降ほぼ横ばいです。
- ▶特に家庭系ごみの排出量は、人口の減少にも関わらず増加傾向です。

家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量	目標値(令和5年度)	実績(令和2年度)
	36,000t	40,460t
家庭系1人1日あたりのごみ排出量 (家庭から排出されたごみ量(資源物は除く))	参考目標値(令和5年度)	実績(令和2年度)
	483g/人・日	565g/人・日

⇒市民一人ひとりが資源分別の徹底をすることで、ごみの排出量を減量できることがわかっています。

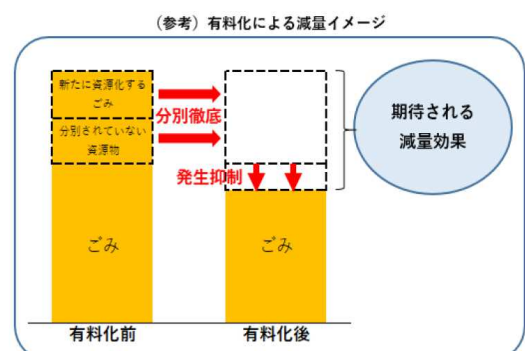
■家庭系ごみ処理費用有料化とは？

市町村が、一般廃棄物処理についての手数料を一般廃棄物の排出者(市民)から徴収する行為を指します。

実施率は、全国の市町村で64.3%、愛知県で48.1%であり、ごみの減量と資源化推進に大きな効果が確認されています。

(家庭系ごみ処理費用有料化の目的と期待する効果)

- ① 排出抑制や再生利用の推進
- ② 公平性の確保
- ③ 住民や事業者の意識改革
- ④ 将来負担の軽減



■有料化の制度内容

実施時期	令和5年(2023年)9月1日予定
有料化の対象	燃えるごみ、燃えないごみ ※粗大ごみ(既に有料化対象)
手数料の賦課方式	排出量単純比例型
手数料の徴収・納入方法	指定ごみ袋制
手数料の設定	・燃えるごみ (大)45リットル:50円/枚 販売価格(10枚入/袋) 500円 (小)30リットル:30円/枚 販売価格(10枚入/袋) 300円 (特小)20リットル:20円/枚 販売価格(10枚入/袋) 200円 ・燃えないごみ (大)40リットル:40円/枚 販売価格(10枚入/袋) 400円 (小)20リットル:20円/枚 販売価格(10枚入/袋) 200円
新しい指定ごみ袋	仕様について検討(令和5年7月から販売予定)
有料化の対象から除外するごみ	地域清掃ごみ
手数料収入の用途	ごみ袋の製造・流通、ごみの収集運搬・処理、ごみ減量化・資源化施策の費用等。 障がい者、高齢者そして子どもへの支援施策の実施に活用。
現在の指定ごみ袋の取り扱い	従来の燃えるごみ、燃えないごみの袋としては使用できません。

■有料化に併せて実施する施策

- ①資源回収品目の拡大
- ②資源物等の受入れ体制の拡充
- ③ごみの分別辞書の拡充

■円滑な有料化制度の導入

(1) 市民への周知啓発の徹底

- ①市民説明会の開催
- ②各種周知啓発(広報やホームページ等、収集車や集積所の活用、パンフレットの作成、公共施設へのポスター掲示、チラシの配布等)

(2) 不適正排出等の対策

- ①不法投棄への対応強化
- ②不適正排出への対応を地域と連携、監視・指導の強化

■事業系ごみの減量に向けた取り組み

事業者に対し適正処理に関する啓発及び排出されるごみの減量化・資源化を促進する施策の検討

■計画推進に向けて

家庭系ごみ処理費用有料化は、ごみ減量に大きな効果がある一方、市民に負担を伴う制度となるため、市民の皆様の理解と協力が必要不可欠です。このため、有料化実施後は毎年その状況や効果の把握等で制度評価を行い、必要に応じて、5年に1度の基本計画の改定時期に合わせて見直します。

制度評価や見直しの結果は、広報やホームページ等で公表します。

「計画的にご購入ください」

現在の指定ごみ袋は、有料化後(令和5年9月以降)は、ご利用いただけません。買いためをせず、計画的にご購入ください。

